

第1回スクーリング開催、単産・地域から40名が参加

「興味が出て、憲法学習がしたくなってきた」

第1回憲法学習スクーリングが、四月十八日（火）午後6時30分から国労会館で開催され、十一単産・地域から四〇名参加しました。「あなたの疑問に応え、憲法理解のレベルアップを図りましょう」というキャッチフレーズで①ヨーロッパへの九条キャンペーンの報告と②第二章から第三章ポイント学習 ③疑問解決実践講座というプログラムで開催しました。十三名がアンケート用紙を提出してくれ、「よかった」「よくわかった」という声が多数ありました。講座内容もメリハリがあつて参加者に「もっと知りたい」というやる気をおこさせました。

スクーリングは、二講ありました。憲法9条のすばらしさをフランス・スイスの人に伝えようと「グローバル9条キャンペーン」に参加した岩橋雅子さん（憲法会議事務局）

にトップバッターをつとめていただきました。ヨーロッパの人たちがこんなにも日本の憲法を、とりわけ9条を平和のためにかかせないものだとおもっている

という話を聞いてすばらしさを再認識しました。岩橋さんの報告内容は左記のとおり。第2講は、勤労協講師の槇野先生より「あなたは憲法を知っているか」という大胆な

国際連帯で9条を実現！
グローバル9条キャンペーンに参加して

岩橋 雅子

（ニュ）、ルーアン市（ノルマンディ）などの地方では、市民、学生との集会、あわせて14カ所で開催しました。

日本国際法律家協会（国法協）は、国際民主法律家協会（IDIA）の活動にも参加し、2008年の「9条世界会議」の東京開催を提唱しています。

「9条は国連憲章と同じ。世界の問題だ」

大阪憲法会議からも、8人の弁護士と私の4人が参加しました。

私たちが9条キャンペーンの話をしたとたん、「9条と国連憲章2条（武力行使禁止）を守る運動は一体」と訴えているロラン・ヴェイユ国際民主法律家協会副会長を始め、私たちの持っているパンフをコピーして、「日本だけでなく世界的な運動だ」「日本は9条を持っているからこそ常任理事国になる資格がある」など反響は大でした。

今回の訪問では、弁護士や国際的なNGOや平和運動団体、またレンヌ市（ブルター

が、昨年一三〇人の青年をヒロシマ・ナガサキに派遣しました。レンヌ市（原子力発電施設の集中する地方）で開催された私たちとの懇談に参加した学生が「フランスでも9条を持つれば核実験がなくなる」と発言。「フランスは核兵器を保有し、核実験を国民に知らせていない。日本では6条があるのに核兵器を保有して



「9条の理念を実践的にして、世界の紛争解決への新しい力にすべき」「世界人権宣言の生命に対する権利や国際人権規約とのつながりを訴えたらどうか」という市民の声もありました。また、国連憲章26条（人的・経済的資源の軍備転用の制限）との共通点の指摘もあり、「軍事費を庶民の生活にまわせ」という共同キャンペーンができるはず」（軍縮、非核、反基地運動などとの）運動を結びつけることが大切」など、理念としての平和だけでなく、国際連帯の力が必要という意見が多いのが印象的でした。

タイトルのポイント学習。テキストの第二章から3章のタイトルがポイントを表している。とした上で、「憲法は国民が守るものではない」という項では、憲法とは constitution という語の訳。しかし、「法」という意味はない。Constitutionとは、「あり方」「枠組み」という意味。ヨーロッパの市民革命のなかで作られてきた概念で「国民の側から国家権力をしぼり、国民の自由と権利を守るものであ

る」と。憲法の主語は、「日本国民」で、義務という言葉は実際には「納税の義務」だけ。「憲法尊重擁護の義務は、国民にあるのではなく第9条で天皇や国務大臣、国会議員などにある」ことなどを明確に話されました。「憲法を主権者として意識して読むと、憲法の持つすばらしさが実感できる。」と自宅での朗読の練習など自らの体験も紹介されました。憲法学習で大事なことは、教えるというより伝えていく気持ちが重要。いっしょに憲法の条文を読もうということが大事です。

次回は、五月十七日午後6時30分、国労会館大会議室です。ご参加を。

憲法〇×クイズ

①憲法は本文の九九条と補足の四条の計百三条から成る。

②新しい憲法ができて、女性性は選挙に参加できない。

答えは、テキストの、二四七ページ、二二〇、二二六ページを参照して下さい。

